

○ 毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令 新旧対照条文  
 ○ 毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後

改 正 前

別表第一（第四条の二関係）

劇物

一〇十一の八（略）

十一の九 有機シアン化合物及びこれ含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) (112) (略)

(113) (Z) —ニ—「ニ—フルオロ—五—（トリフルオロメチル）

フェニルチオ」—ニ—「三—（ニ—メトキシフェニル）—

三—チアゾリジン—ニ—イリデン」アセトニトリル（別名フル

チアニル）及びこれ含有する製剤

(114) | (145) | (略)

十二〇三十二の二（略）

三十二の三 ニ・ニ—ジメチル—ニ・ニ—ジヒドロ—ベンゾフ

ラン—セ—イル || N—「N—(ニ—エトキシカルボニルエチル)—

N—イソプロピルスルフェナモイル」—N—メチルカルバマート

（別名ベンフラカルブ）及びこれ含有する製剤。ただし、ニ・

ニ—ジメチル—ニ・ニ—ジヒドロ—ベンゾフラン—セ—イル

|| N—「N—(ニ—エトキシカルボニルエチル)—N—イソプロピ

ルスルフェナモイル」—N—メチルカルバマート六%以下を含有

別表第一（第四条の二関係）

劇物

一〇十一の八（略）

十一の九 有機シアン化合物及びこれ含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) (112) (略)

(113) | (144) | (略)

十二〇三十二の二（略）

三十二の三 ニ・ニ—ジメチル—ニ・ニ—ジヒドロ—ベンゾフ

ラン—セ—イル || N—「N—(ニ—エトキシカルボニルエチル)—

N—イソプロピルスルフェナモイル」—N—メチルカルバマート

（別名ベンフラカルブ）及びこれ含有する製剤。ただし、ニ・

ニ—ジメチル—ニ・ニ—ジヒドロ—ベンゾフラン—セ—イル

|| N—「N—(ニ—エトキシカルボニルエチル)—N—イソプロピ

ルスルフェナモイル」—N—メチルカルバマート一%以下を含有

するものを除く。  
三十三〜六十七 (略)

するものを除く。  
三十三〜六十七 (略)